

（仮称）大田区こども未来計画素案に関する意見一覧

No.	意見	回答
1	令和5年4月に「こども基本法」が施行され、その基本理念の第一にこどもの権利を守ることが掲げられていることから、本計画の基本目標1に「こどもの権利を守ります」を掲げていることは重要と考えます。 しかし「こどもの権利」はきちんと理解されているのでしょうか？ こども家庭庁の認知度調査（令和5年）によれば、こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）に関する認知度は、大人でも53.2%しかありません。小学1～3年生では16.8%、小学4～6年生では32.0%、中学生では43.2%、高校生では67.1%です。 「こどもの権利」を守るためには、まず「こどもの権利」を理解することが基本ではないでしょうか。区内の認知度の状況はどうでしょうか？ 本計画においても「こどもの権利」や「こどもの権利条約」について読み手に分かりやすく伝えるための工夫があると更に良いと思います。	「こどもの権利」を守るためには、まずは「こどもの権利」について知ってもらい、理解してもらうことが重要であると考えております。ご意見も踏まえ、本計画に「児童の権利に関する条約」における4つの原則について掲載していくとともに、こども向けの概要版にも分かりやすく掲載していく予定です。 また、今後も、様々な機会を通じて「こどもの権利」の周知に取り組んでまいります。
2	「基本目標2 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます」について、今回の計画では、基本理念の説明において、「「こどもまんなか社会」の実現のため、こども・子育て政策を推進するにあたり、まずは権利の主体であるこどもの視点で考えることを出発点とします。」と記載され、基本目標の一番はじめに「こどもへの支援」を持ってきたことは評価できます。 一方、今回このような「こども」を中心とした考え方を打ち出した中で、基本目標2の目標名が前回計画と同じでいいのでしょうか？ 今回の計画においてこういった考えに基づき進めていくのかをしっかりと明示していくべきではないのでしょうか。	今回の計画では、「こどもへの支援」について、こどもの権利を守ること、そして、こどもの主体的な育ちを支援することに重点を置いております。基本目標1を「こどもの権利を守ります」としていることから、ご意見も踏まえ、基本目標2について「こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます」とすることとし、こどもの主体的な育ちを支援していくことを明示してまいります。
3	②こどもと家庭の相談支援の充実について 虐待防止の一環として体罰は法律で禁止されていることを周知させる必要があると痛感しています。 →日本舞踊教室に小学1年生の娘が通っていました。お稽古の中で4歳児の父でもある先生が「どんなに両親に暴力をふるわれても、社長や上司、先輩に酷いことをされても刃向かってはいけません。目上の人に刃向かうような最低な人間にならないでください。」とおっしゃっていたのには驚きました。昨今日本の芸能界の闇が指摘されてもなお、時代錯誤である教育が継続している事実を知りました。刃向かわない教え故に負の根源が断たれない構造で、声を上げてみましたが聞く耳を持って貰えず、子どもを守る為退会しました。保護者の多くはお稽古の内容を知らず継続されていて子どもたちの心の育ちが心配です。この指導が将来、いじめや暴力、パワハラを耐えることに繋がるかもしれません。暴力による躰を当たり前とする親の意識を変えていけるような取り組みを切に願います。	令和元年4月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が施行されました。区でも体罰によらない子育てを周知するため、令和元・2年度は児童館、保育園等の支援者向けの研修を行うとともに、区民向けの講演会（コロナ禍により中止）、フットサル大会等を通じて保護者や指導者向けの啓発を行う等実施してきました。また、毎年ポスターやチラシでの周知を行う他、こども家庭センターでの相談の中では、保護者の方等へ直接ハンドブック等を用いて周知しています。意識を変えることは時間がかかることですが、着実に推進できるよう今後も周知を図ってまいります。
4	個別目標1－1「こどもの権利の擁護」の現状の課題において「大人がしっかり守っていく体制を構築していく」とあります。賛成いたしますが、権利の主体はこどもであるため、こどもを主語にして「こどもが権利を行使できる体制を構築していく」という視点も必要と考えます。これは、こどもが権利を知っていれば権利が侵害された時に周囲の大人に助けを求めることができるが、権利を知らなければ侵害されていることにすら気づけないことを背景にしています。そのため具体的に下記3点を強く要望いたします。 ・こどもたちが「こどもの権利」を使えるように支援すること ・「こどもの権利」を学校で子どもたちに正しく教えること ・学校の先生が「こどもの権利」を理解し、尊重できるように支援すること これらは、文部科学省が12年ぶりに改訂した生徒指導提要（令和4年12月公表）において、教職員が「生徒指導を实践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠」と明記されたことにも整合しています。	教育委員会では、毎年小学校第6学年の児童と中学校全学年の生徒に人権教育に関する学習資料を配布しています。今年度は「こども基本法」を取り上げ、相手も自分も尊重し、一人一人が自分の意見を持ち互いに意見を言い合えるようにすることの大切さを学習しています。また、毎年全教員に人権に関する指導資料を配布し、人権課題「子供」を含む様々な人権課題について正しい認識と、解消に向けて大切なことについて理解を深めることができるようにしています。加えて、長期休業日前などの機会に、教育センターなどの相談機関の電話番号等が記載された一覧を配布し、様々な悩みに対して電話相談ができる窓口を全児童・生徒に周知しています。今後もこどもが権利を行使できるように人権教育を推進してまいります。

No.	意見	回答
5	個別目標１－１「こどもの権利の擁護」の今後の方向性について「東京都や区の教育部門、福祉部門などとの連携をさらに進め、こどもの権利を守る体制を強化します」とあり、ぜひ進めていただきたいと切に願います。他方ここでは、こどもの権利が守られているか否かを誰がどのように判断するのかが疑問です。まずは「こどもの権利が守られているか否か」の状況を体系的に把握することが必要ではないでしょうか。個別目標１－１にかかる17の個別施策についても、どの権利の擁護につながるのか、「こどもの権利」の視点から評価・検証し、PDCAサイクルを回していくことが必要だと考えます。（さらにいえば、こどもの権利の視点は横断的なものであるため、１－１以外の全項目にも同様の視点が必要になるとの理解です） 少なくとも「こどもの権利」が侵害されている（懸念が発生した）場合に、こどもやその保護者が相談できる相談先を整えておくこと、こどもの権利はこどもの人権であるとの観点から中立的な第三者（弁護士や有識者等）に相談できる体制づくりは必須ではないでしょうか。例えば、大田区のオンブズパーソン制度の対象をこどもの権利全般に広げることも考えられます。 本計画には、大田区として「こども基本法」や「こどもまんなか社会」の実現のため、まずは権利の主体であるこどもの視点で考えることを出発点とするとあります。こどもの視点に立ち、こどもの権利が侵害された時に信頼できる大人に相談できるように（こどもたちが決して泣き寝入りすることがないように）時として命にかかわる重大なことであるからこそ適切な相談体制づくりが優先されるはずです。本計画では、個別目標３－１に「子育て家庭への相談体制の充実」を掲げていますので、個別施策に「こどもの権利に関わる総合相談」を追加いただくことが子育て家庭に寄り添うことにつながると考えて要望いたします。	本計画に掲載する個別施策については、学識経験者や区民の代表、こども・子育て支援に関する事業に従事する方などの外部委員で構成する大田区子ども・子育て会議において、毎年度実績報告を行い、各委員から「こどもの権利」を含め多様な視点で評価をいただき、評価内容を踏まえ施策の検証を行っております。 「こどもの権利」の侵害に対しては、こども本人からの相談窓口（個別目標２－２の個別施策掲載）を設け、相談しやすい環境づくりや多様な相談方法の整備に取り組んでおります。また、児童館や中高生ひろばなど身近な場所での相談対応やこどもと触れ合う中での気づきからの支援にも取り組んでおります。さらに、令和８年度に、区のこども家庭支援機能と東京都の児童相談所機能を一体的に整備する（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターを開設し、こどもの生きる権利や育つ権利などを守っていく所存です。 「こどもの権利」の擁護に関して、国等の動向も把握しながら引き続き調査研究を進めてまいります。
6	⑬学びの多様化学校、⑭つばさ教室について →子どもの多様性を認める風潮を普通学校内に見出すべきだと考えます。詳細は以下の通りです。 （１）不登校の肯定的な面を踏まえた上で再登校を目指す 子が自分の感情と向き合い表現し、受け入れてくれる親が増えている点では近年不登校の増加は肯定的な一面もあると思います。過度の躰や管理の元育てば子どもは無意識的に自分の感情に蓋をして大人にとって都合の「良い子」になり、いずれ社会に翻弄される大人になりかねません。 更に一步踏み込み、勉強も友人との交流も学校じゃなくてもできる中、普通学校に通う意味を想定するならば、与えられた環境で自分の気持ちを守りつつ折り合いつけて生き抜く訓練の為だと考えています。授業や友だちや給食等通う楽しみを子ども自身が見いだせばいずれ社会で生きる目的も見つけられるはずです。 （２）多文化学校等の多様性を社会の縮図である普通学校に取り入れる 授業がつまらなければ聞かなくても、迷惑をかけない範囲で空想しても、絵を描いても、０点をとっても、休み時間一人で過ごしても受け入れてくれる器を学校に築ければ、特別な受け皿は不要ではないかと考えます。普通学校を社会の縮図と考えるなら、細分化ははみ出した子どもたちの隔離や孤立を深める要因にもなりかねません。不登校の積極的な受け入れには社会包摂から外れる大人を増やす恐れがあるのではないのでしょうか。子どもたちが自己の感覚と向き合いつつも他者と共生する術を存分に模索しながら身につけられるよう、普通学校の環境整備に尽力すべきだと思います。 （３）社会で生きる成功体験としての再登校 不登校の子どもたちが必ずしも特別な学校が合うとも限りません。不登校になった上に別の学校でも馴染めなければ引きこもりにもなりかねません。膨大な費用をかけて受け皿を増やすよりも、長期的に何度でも再登校へのチャレンジを応援してくれる環境を普通学校に備えることで、誰一人取り残さない、多様性の感覚を子どもたちも身に着けられるのではないのでしょうか。再登校の成功体験は社会に出て困難にぶつかった時再起する自信に繋がるはずです。	本区では、不登校児童・生徒が増加している理由について、学業に対する不安や友人との人間関係等、様々な要因により教室に入りたくても入ることができない児童・生徒が増加していることが大きな理由であると考えます。 不登校児童・生徒の要因や状態、ニーズ、求める学びの場は様々であり、１つの支援で解決できるものではありません。児童・生徒一人ひとりに対するアセスメントと支援、そして多様な学びの場の設置を充実することで、全てのこどもたちに学びの保障と社会的・職業的な自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成することが必要です。 令和６年４月に策定した大田区不登校対策アクションプラン（令和６年度～令和10年度）において、学校が目指す不登校対策の取組の一つに「個に応じた支援と学びの場の設定」を掲げております。引き続き、各学校において、こどもの多様性を認めた上で、必要な教育活動や指導を行ってまいります。また、全ての児童・生徒が学び合い、自己肯定感を高められる学級・学校づくり等を通じた「居場所づくり」「きずなづくり」により不登校の未然防止に努めてまいります。さらに、学校へ行きづらさを感じ始めた不登校初期段階にある児童・生徒の一時的な休息の場や、段階的に学校復帰を目指す不登校児童・生徒の居場所として、学校内の別室（校内教育支援センター）環境を整え、必要な支援を行ってまいります。

No.	意見	回答
	③タブレット端末を活用した授業等による情報活用能力の育成について タブレット活用は安易に増やすのではなく、導入によるメリットとデメリットを検証した上で慎重に行うべきだと考えます。理由は以下の通りです。 (1) 図ブレットが学習理解度の足かせにもなっている現状 嶺町小学校一年生の一学期公開授業でタブレットを使用した科目がありました。3ヶ月前まで幼児だった子どもたちにとってタブレット利用は難易度が高く、操作できず挙手する子どもたちがクラスの大半で、担任の先生は一人で対応するのに苦労している様子でした。肝心の授業内容を十分説明する時間もなく、ほとんどの子どもが回答を終えられず授業時間が終了しました。プリント1枚であれば先生が丁寧に説明し多くの子どもが理解できる内容でも、タブレット操作が足かせとなり大半の子どもが置いて行かれる状況を目の当たりにしました。低学年から利用するのなら補助の先生を入れるか、不可能なら子どもたちの理解度が高まる段階で取り入れるよう工夫しなければ学力が低下する恐れがあると感じました。 7 (2) 図ブレットの持ち運びが危険な重労働に 日毎に変わる時間割を家庭で確認する為に持ち帰るタブレットですが、先生によっては時間割の連絡を何度も忘れ、ほとんど学校でタブレットを使用しない週もあり、意味なく学校間を持ち運ぶこともあります。炎天下の中当時体重17.5kgの娘が約4kgのランドセルを背負い20分以上の距離を往復していました。この時期は毎日顔が真っ赤で汗びっしょりで帰宅していて熱中症で倒れないか心配でした。虐待のようで心苦しかったです。時間割は学校で子どもたちが書き写す等し（必要があれば保護者のアプリに連絡）タブレットは学校のみと利用を縮小すれば持ち運びの重労働から解放され、家庭でのYouTube視聴等デジタル依存の問題も軽減できるはずです。 (3) 過大な教育がなくとも身に着けられる能力 今の子どもたちのように低年齢から教育を受けていない世代でも自然と使いこなす能力を身に着けている現状をみると、特段タブレット学習のボリュームを増やす必要もないと感じています。情報化社会だからこそ、溢れる情報の中で必要なものを取捨選択できる能力をタブレットから離れた学習で学ぶ必要があると思います。	紙媒体と鉛筆で行ってきた学習とともに、タブレット端末を効果的に活用することにより、これからの社会を生きていくために必要な資質・能力を育成するための学びを実現することができます。そのため、直接人に聞く、図書を調べるなどと併せて、低学年のうちからタブレット端末を活用し、こどもたちが、情報を適切かつ有効に活用することができるよう、情報活用能力を確実に育成することは大変重要なことであると考えております。今後とも、タブレットを活用した授業が円滑に実施できるように、各学校でICT支援員を計画的に活用して、こどもたちの学習活動をサポートできるようにしてまいります。 タブレットの持ち運びについて、携行品の総重量が増え、子どもたちに負担がかかることがないように、発達の段階や学習上の必要性を考慮したルールを設定するよう各学校に引き続き指導・助言してまいります。
8	タブレット端末の活用は賛同する一方で、こども達がSNSを使っていじめを行ったり、不正確・不確実な情報を安易に発信しないよう、情報リテラシー教育も合わせて実施してほしい。	情報社会においては、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できることが求められております。 機器操作や情報活用能力については、知識や技能に加え、使いみちを自ら判断し、制御できる規範意識が育まれてこそ、その力を正しく発揮できるものと考えます。そのことを踏まえ、教育委員会では、児童・生徒の発達の段階に応じた機器操作や情報活用能力の具体的な目標を設定し、タブレット端末等のICT機器を適切に使用することができる力を育むよう取り組んでいるところです。また、各学校で情報モラルの年間指導計画を定め、情報モラル教育を推進しています。 今後も、児童・生徒が情報社会で活動し、活躍できるように、基となる適正な考え方や態度が育まれるよう各学校に対して指導してまいります。
9	公園の整備に関して、何をするのが分からない。遊び場の提供とあるが、新たな施設等を整備するのか、既存遊具や設備の更新を積極的に行なっていくのか、具体的な施策の記述がほしい。また、区内公園の現状(大規模で特色のある公園は湾岸部・多摩川沿いに集中しており、内陸部は不足していることなど)を踏まえ、地域ごとどのような方法でこどもの居場所を創出するのか計画するべきである。	令和6年3月に策定した基本構想では、「地域の特性を活かした、多様な特色を持つ公園が充実している」ことを公園に関するまちの姿として掲げています。 公園の具体的な施策につきましては、今後基本計画、実施計画、個別計画を策定し、その中で検討してまいります。 区内公園の現状の「特色のある公園が内陸部は不足している」ことにつきましては十分認識しておりますので、今後の計画で対応を検討してまいります。
10	現状と課題において「ワンストップ窓口などの手続きの簡素化」のニーズがあることが記載されているにも関わらず、個別施策にはそれに対応する施策がない。近年、区内の子育て支援(見守り訪問やびよびよサービス等)は充実してきているように感じているが、いずれも利用の際に別のサイトにアクセス・登録する必要があり、手間と感じ利用を躊躇ってしまう。 窓口を一つにし、アクセスを容易にすることが、支援策を意味のあるものにすると思う。	情報収集の利便性向上のために、現在ホームページに掲載している子育て情報をまとめた冊子「子育てハンドブック」についてデジタルブックを作成中です。デジタルブックから、該当の事業へとリンクすることで子育て支援サービスの手続きを迅速に可能となるよう進めています。 また、アクセスの利便性向上のために、今後ホームページの整理やわかりやすいポータルサイトの構築を進めています。 ワンストップ窓口につきましては、他自治体の取り組みなど研究してまいります。

No.	意見	回答
11	⑥保育所の園庭解放、⑦体験保育について 対象を在園時に発展させ、共働き家庭が育児を負担ではなく幸せと感じられる具体案として、板橋区、品川区、埼玉、高知、福井等で実施されている保育園、幼稚園での保護者による一日保育士体験を提案します。マニュアル等は下記の通り共有されております。メリットについて以下述べていきます。 https://www oyagokoro-hug.jp/ （１）仕事が最優先で後回しにされる子どもとの交流時間を必然的に確保できる 当初否定的な親も周りの親が参加する中で我が子が自分のお父さんお母さんの番を期待し促されます。家庭では見られない我が子の成長に触れ、子どもたちとの接し方を親たちが体得することは、文字情報等では得難い学びや大人と子どもの相互理解があるはずです。またプロの先生によるアドバイスは家庭での育児改善にもなります。 （２）園の教育や方針への理解や先生方との円滑な意思疎通で子育ての質を上げる 実際に保育士の立場になることで、先生方の苦労や助言への理解や感謝に繋がり、園と家庭とで連携して子育てしていく体制が整います。体験に伴い大きな費用もかかりません。またサービス化で失われつつある親による教育の意識が芽生えれば、保育士や小学校教諭の負担軽減になり、精神的理由による先生方の退職防止になり得ます。保育士や教員不足を資格撤廃等質を下げて補うのではなく、根本から解決する必要があると思います。 （３）職場の取組に応じる機会により社会全体で子育てを支える潮流をつくる 親が罪悪感をもたず子どもの為に仕事を休む機会を区がつけることで、それぞれの持ち場でカバーし合い、将来を支える貴重な子どもたちを皆で協力し育てていく感覚を養い、子育てや介護で休む人たちが快適に働ける環境に繋がると思います。 （４）保護者立ち入りによる虐待防止や子どもたちへの理解促進 保護者の立ち入りが監視となり、後を絶たない保育士による虐待の防止になります。またお友だちの成長も知ることで親が子どもたちを共に育てていく感覚を持つことで目の見えない親同士のトラブル防止にもなり得ます。 「一日保育士体験」による子どもとの交流で子育てに喜びを見出し、保育士がより身近な相談相手となれば子どもを安心して産み育てる原動力なるはずです。	現在、区立保育園では、在籍している保護者の皆様に向けて、保育を見学していただく保育参観、園児と遊ぶ機会を提供する保育参加などの行事を行っております。日頃の保育を見ていただくことで、こどもの保育園での様子や成長を知っていただくことを主な目的としています。 コロナ禍以前、保育園によっては、5歳児など年齢の高いクラスで、ご提案にあるような、保護者に保育士の仕事を体験していただく取り組みを企画している例もありました。 一方、各保育園には、園の行事参加に時間をとることが難しいというご多忙な保護者が多くいらっしゃいます。こうした取り組みを実施する際には、どのこどもにとっても保護者に来てもらえる機会になるよう、日程調整や方法において保護者の方々との相談や連携が不可欠です。 今後も、保護者と保育園とが協力し、こども一人一人の健やかな育ちのために、保育園では保護者が参加しやすく、子育てが楽しいと感じられる機会を提供していきたいと考えております。
12	保育士確保対策に関して、手当や補助だけに頼るのではなく、基本給の底上げや保育学生への積極的な就職斡旋など根本的な対策が必要だと感じる。	保育士の賃金について、国は「民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める」としており、今後も国による処遇改善が実施されると認識しております。安心してこどもを預けられる体制整備を急ぎ進めるためにこの処遇改善に事業者とともに取り組むべきこととらえております。 また、職員配置基準の見直しやこども誰でも通園制度の創設など、こどもを取り巻く状況が変化している中、より良い保育環境の実現に向けては現場を支える保育人材の確保がますます求められることとなります。区は、大田区で働きたいと思う方を増やすとともに、現在働いている方々の定着にも力を入れ、働きやすい環境を整えることにより一層注力していきたいと考えております。
13	「個別目標４－２ 子育てと仕事の両立の推進」について、他の個別目標に比べ、個別施策数が少ないのではないのでしょうか。	「個別目標４－２ 子育てと仕事の両立の推進」の今後の方向性にあるとおり、大田区でも増加している共働き・共育家庭に対して、男性が子育てに積極的に取り組めるよう支援を進めるとともに、子育て家庭が働く企業・団体などに対して、子育てと仕事の両立がしやすい環境の整備について働きかけを行っていく必要があります。 今回の計画では、第４章の「計画期間における重点ポイント」として共働き・共育家庭への支援の強化を掲げました。今後、子育てと仕事の両立の推進のため、区民ニーズを捉え、取り組みを進めていきたいと考えております。 また、今回あらためて個別施策を確認し、新たに３施策を追加しております。

No.	意見	回答
14	母子手帳交付や妊婦面接の時期は、悪阻で外出できない場合も多いため、オンラインでの申請を受け付けるなど、体調が不安定な妊婦に寄り添った施策がほしい。 また、妊娠・出産を経た家族だけではなく、妊娠を望む家族への施策(妊活相談、不妊治療に関する情報提供等)も合わせて行うべきだと感じる。	母子健康手帳の交付は、妊娠届出と同時に行っており妊婦健診の受診票をはじめ多くの配付物を説明しながらお渡ししています。こうしたことがオンラインでは困難であるため、現状では窓口での手続きとしております。一方、妊婦面接については妊婦の方の状況に応じてオンラインでも実施しております。今後も妊婦の方に寄り添った施策を検討してまいります。 また、妊娠を望む方へ、各地域健康課において保健師による妊活や不妊に関する健康相談を実施しています。さらに、大田区の公式ホームページでプレコンセプションケアについて周知するとともに、不妊治療の助成制度のご案内や東京都の不妊・不育に関する電話相談をご紹介します。
15	基本目標6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます>個別目標 6-1 こども・子育て家庭に安全・安心なまちづくり >⑰ 交通安全自転車教室の開催について、大変期待しております、大田区にある交通公園は子どもへの交通安全教育の大事な資産です。 願わくば年間のスケジュールを公表しての定期開催であると、保護者としては通わせやすくなります。公園での掲示・ホームページや区のSNSを通してのPR等を是非ともお願い致します。 また法規のみでなく、スラローム走行や一本橋など、子どもが楽しみながら、実際の公道走行時の安全な操車技術を自然と体得できるカリキュラム（例：ウィーラースクール等）を一部取り入れるなども是非ともご検討頂きたい。 また交通公園内の掲示等の情報も古くなってきております。この機会に看板等の掲示内容も自転車安全利用五則など、最新の情報へリニューアルし、教室開催時以外にも来園者が親子で見学できるものになると、より交通公園としての目的が果たせるのではないのでしょうか（親子で確認するポイントを記したコースマップなどであると保護者も指導し易いと思います）、ご検討をお願い致します。	個別施策に記載の「交通安全自転車教室の開催」は、警察署と区が連携し自転車の交通ルールについて指導することにより、事故の防止及び交通マナーの向上を図ることを目的に、主に春の交通安全運動期間中に開催しております。これに加え、自転車に乗れないこどもを対象にした自転車の安全な乗り方教室の開催を現在検討しております。これらの開催についてのお知らせは、スケジュールが確定次第、区ホームページや区報等を通じて行っております。 また、こどもが楽しみながら安全な運転技術を体得できるカリキュラムについては、いただいたご意見をもとに検討してまいります。 交通公園内の掲示情報については、交通安全に関する最新情報を掲示するよう努めます。
16	基本目標6 個別目標 6-1 こども・子育て家庭に安全・安心なまちづくり について 「⑳ 有害図書等対策の推進」で有害図書という単語を用いていますが、都での制度では「8条指定図書」という名称を用いられています。 本計画案で呼称する際は、国の準拠による呼称ではなく、東京都の呼称である「8条指定図書」を用いるべきと考えます。 また、この施策についても大田区議会議員の確認による報告から知ったことではありますが「今までもコンビニやビデオ店を回って8条図書を探していたが、ここ3年間は大田区内で該当の図書は見当たらなかった為、大田区内で今年度からHPで店舗等に対する啓発をやるようになった。」と報告されており、率直に言いますと大田区で8条指定図書に該当する図書が見当たらなかったために店舗に対して啓発を行うことに疑問があります。 意図が分からない為、詳細の説明が欲しいところであり、全体的にこの施策については、上記の件も含め、削除及び再考すべきと考えます。	東京都は、令和6年9月から「8条指定図書」と表記しています。現時点で都条例の改正や市区町村に対する表記の変更を求める通知等はありません。本計画における表記については、今後、東京都の趣旨を踏まえ動向を注視してまいります。 販売店等への啓発については、これまでの訪問調査をとおり陳列等が適切に行われていることを確認し、目的が達成されたと評価しています。一方、適切な陳列等の状況を維持する意図で、手段を変えHPによる啓発活動を行うことは、本計画の趣旨に沿い、意義を有すると考えております。